

## 偉人名言集

「その職にふさわしくない者は  
すぐに処分したりするが、よく考えてみると、  
その役を十分に務めてくれるだろうと見たのは  
その主だ。目利き違いなのだから、  
主の罪は臣下よりもなお重い。」

黒田官兵衛

羽柴秀吉の天下取りを支えた戦国時代の軍師。秀吉、徳川家康から強い信頼を得ると同時に、「天下を取れる男」として、警戒されていた黒田官兵衛の名言です。この言葉は、部下の失敗に目を向けることは間違っているばかりか無責任で、任命した上司に責任があるという意味です。現代は当時に比べ、この時代で言う処分つまり解雇することが難しいため、当時以上に人事労務管理を慎重に行う必要があります。会社の規模に関わらず、現代の経営者は、人材を採用から配属決定を慎重に行い、教育制度を整え、その職種が相応しくないのであればどうすればその人材の長所を生かせるかを考えなければなりません。

## INFORMATION お知らせ

### [社労士法人新オフィス開設のお知らせ]

社労士法人では、6月1日より新たに新宿オフィスと幕張オフィスを開設致しました。  
今後も人事労務の専門家集団として、皆様のご期待にお答えできるよう一層精進して参ります。

#### [所在地]

新宿オフィス 東京都新宿区高田馬場4-23-28 ヒルズISHIDA201号  
TEL:03-5337-2185

幕張オフィス 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンCB棟3階MBP  
TEL:043-296-8389



### [日経ビジネスONLINEで コラム好評連載中!]



タイトル「腕利き税理士&弁護士コンビの知らない怖い相続の話」

税理士法人代表内藤克が全10週にわたり相続・贈与について実際の事例をふんだんに取り入れわかりやすく解説しています。

日経ビジネスオンライン 怖い相続 で検索



税理士法人  
渋谷オフィス  
税理士

山中 厚

## 未成年者への金銭の贈与

祖父から孫へ金銭の贈与をする場合に問題となるのが、お金はあげたいが、自由に使わせたくないことではないでしょうか。またこれを避けるため自分で通帳を管理しているとせっかく贈与しても名義預金とみなされてしまうリスクもあります。このような場合には信託契約を利用した贈与をお勧めします。

### 信託とは？

信託とはその名のとおりに財産を信じて託す(預ける)ことをいいます。登場人物は、財産を預ける人(委託者)、財産を預かる人(受託者)、預けられた財産から生ずる利益を貰う人(受益者)の3人です。信託契約を結ぶと財産の所有権は委託者から受託者に移転することになりますが、税務上は利益を得る受益者が取得したものとみなして受益者に贈与税が課税されます。受託者は信託契約により財産を預かっているだけなので課税関係は生じないのです。また営業として信託を行わない(民事信託)ならば受益者は信託法の免許や登録の必要はありませんので、信託銀行等に依頼せず委託者の親族や同族会社を受託者とすることができます。

平成19年に信託法が改正され信託はかなり身近なものに

なっています。

### 具体的には

祖父を委託者、孫の母を受託者、孫を受益者とする金銭信託契約を締結します。委託者は契約に従い受託者の預金通帳に金銭を振り込みます。この金銭は受託者の所有物となりますが、贈与税は受益者である孫に課税されることとなります。受託者はこの通帳を管理しなければいけませんので、贈与税はここから支払い残ったお金は必要な都度、孫のために使っていきます。このように信託を使い受託者を親にすることにより孫の浪費を防ぐことができます。

民法上、贈与は贈与者の意思表示と受贈者の承諾が必要となりますが、信託は委託者と受託者との契約行為であるため、受益者である孫の同意は必要ありません。極端な話、信託を使えばまだ意思表示ができない生まれかたの孫にでも財産を贈与することができます。

## 時代の変化と社会保険労務士の役割

この度、社労士法人の新宿オフィスとしてアーク&パートナーズの一員になりました。新宿オフィスは現在7名のスタッフで運営しています。私が事務所を開業して約25年になりますので、スタッフもベテランぞろいです。社労士法人の平均年齢を上げてしまいましたが、その分、経験も豊富です。なので本社スタッフの若さとうまく融合し、組織全体のパワーアップ、お客様へのサービス強化につなげていきたいと考えています。

ところで、私が社労士として仕事を始めた27年前は社労士の知名度もそれほど高くありませんでした。社労士という仕事はどのようなことをするのか、ご存知ない方も多かったと思います。仕事内容の説明をする際に「会社の経理や税務は税理士さんのお仕事ですが、労務管理や社会保険の業務が私たちの仕事です」という紹介をしました。その後、知名度も着実に上がっていきましたが、仕事の分野もかなり広がり、複雑になりました。

社労士に関連する労働・社会保険関係の法律は頻繁に改

正され、さらに新たな法律が制定されてきました。高度成長の時代から低成長・高齢化の時代となり年金や医療、介護などの社会保障が深刻な問題となっています。人事労務の現場も大きく変わりました。かつては残業代未払いなどの認識も労使双方になく、長時間労働も当たり前のように行われていました。セクハラやパワハラなども発生していたのだと思いますが、よほどのことがないと表面化することは少なかったと思います。今や企業は以前には想定できなかったトラブルの解決や社員の職業意識の変化・多様化に対応できる人事労務管理を求められています。

このような問題に対する良きアドバイザーとなるべき社労士の役割は益々高まっており、その期待に応えるためには、より高度の専門知識や問題解決能力が求められます。

私は一般的な会社では定年となる年齢になるのですが、若いスタッフに負けないよう、さらなる実力アップに努めなければと思っています。



社労士法人  
新宿オフィス  
特定社会保険労務士

吉田 公明

## 第78回日本司法書士会連合会定時総会概要



司法書士  
西田 誠

平成27年6月25日、26日に日本司法書士会連合会の第78回定時総会が開催されました。今回も日本司法書士会連合会の代議員として参加しました。議事内容としては、今回は会長、副会長、理事の選挙があったため議案の件数は例年に比べて少なく24件でした。

内容は、平成26年度の事業報告から始まり、平成27年度の事業計画の決定、一般会計収支予算案決定等の承認がされました。

今年の日本司法書士会連合会定時総会において、どのような事案について質疑応答がなされているのか、ここで紹介いたします。

- ①司法書士法改正について
- ②司法、司法書士制度について
- ③東日本大震災対応について
- ④登記制度について
- ⑤民事法改正、成年後見、人権、社会活動、消費者問題等について
- ⑥司法過疎解消、ADR制度、民事法律扶助、相談、研修、広報等について

これら6つのテーマに分かれて熱心な質疑応答が繰り返されました。この細目を見るだけでも、司法書士は登記だけでなく、その他数々の社会貢献活動をしているということがよくわかります。

特に、執行部提案ではない組織員提案の議案として提出されたもののなかで特筆すべきものとしては、「東日本大震災の被災者及び東京電力福島第一原子力発電所事故の被害者の支援並びに被災地の復興支援の継続、風化防止の対策並びに将来の大災害への対策に取り組む決議」が承認されました。

日本司法書士会連合会として、8月3日の司法書士の日に合わせてオリジナルコミック「スイモ、アマイモ。司法書士花村大輔のプライド」を作成して、全国の高等学校5126校へ寄贈して、若い世代への広報活動をしています。

一般向け広報として、司法書士アクセスブックのシリーズとして、「よくわかる相続」「よくわかる成年後見」「司法書士のことがわかる本」を作成して累計合計82万部を発行しました。

今後とも司法書士の活躍にご期待ください。

## 米国のマイナンバー制度

日本でも10月からマイナンバーが個人や法人に通知されることになりました。米国ではソーシャルセキュリティ番号(SS番号)が1936年から発行されています。この番号は連邦社会保障局が米国民・永住者・外国人就労者に発行するXXX-XX-XXXXの9桁の番号で、もともとは社会保障プログラムや徴税のための個人識別の目的で発行されたものでした。ソーシャルセキュリティカード自体はクレジットカードサイズ大の一枚の紙で写真も付いていません。近年では確定申告はもちろんの事、ローンの申請、銀行口座の開設、クレジットカード、就業、保険などにSS番号を要求され、身分証明書のような役割を果たしています。米国はその歴史から個人識別番号制度の先進国といえると思いますが、近年特に深刻な問題が発生しています。Identity Theft、いわゆる“成りすまし”の問題です。SS番号を盗んでクレジットカードを作成、使っても支払いをしない、盗んだSS番号で還付金を請求するなどの犯罪が多発しています。米国歳入庁(IRS)では2011年から2013年までに\$500億以上の不正な還付金

請求があったとしています。一度、こうした状況に陥ると、元の状態に戻すのは多くの時間と労力が必要です。政府も対処していますが、有効な対策はなく、結局は個人の責任で自己の身分を守る必要があるということです。①カードを財布に入れて持ち歩かない ②メールでSS番号が記入された書類を送る場合はパスワードをつけるかSS番号を隠す ③電話では番号を教えない ④書類をシュレッダーなどでしっかりと破棄する ⑤SS番号を要求されたら、その必要性を確認する(必要ないのに要求される場合もあります) ⑥安易に役所からのEメールに返信しない(役所がメールで連絡してくることはまずありません) ⑦ビジネスはもちろん個人のPCIにもファイアーウォールやウィルス・スパム対策ソフトを搭載するなどの対策が必要です。

ハワイ州CPA 平田彰太郎

1962年生まれ beaconpath会計事務所代表として Honoluluにおいて日本人向け税務サービスを提供。「ハワイ相続プロジェクト」メンバー



ハワイ州CPA  
平田彰太郎

## [税 務]

### ■ マイナンバー制度の将来

年金情報流出など問題の多いなかマイナンバー制度が導入されます。まずは、今年の年末調整から使用することになりますので、それまでに番号収集と番号の管理方法など準備が求められています。

マイナンバー制度の目的のひとつは行政の効率化を図るためです。この効率化により私たちが便利になったと実感できるようになるにはもう少し時間が必要のようです。平成29年1月から「マイナポータル」とよばれる個人サイトを利用できる予定で、医療費控除やふるさと納税のデータをネットで送れるようになります。

近い将来は、ICT（情報通信技術）先進国のデンマークなどのように、確定申告書も私たちが作成するのではなく、国税庁が作成した確定申告文書をネット上で確認し、記載に誤りがなければ承認ボタンをクリックするだけで手続きが完了する日がやってくるかもしれません。

利便性が増すということはそれだけ取り扱う情報量が膨大になることです。より情報管理の徹底が重要なのは言うまでもありません。

## [労 務]

### ■ マイナンバーの本人通知

いよいよマイナンバー制度が来年から始まります。マイナンバーとは、行政の効率化や国民の利便性の向上を目的に、日本国内の全住民に通知する12桁の番号と、法人に通知する13桁の番号のことで、社会保障・税・災害対策分野の中で定められた行政手続きに使用されます。

このマイナンバーの通知は今年の10月以降、世帯ごとに住民票の住所地に簡易書留で届きます。社員に対しては事前に、現住所と住民票の住所を合わせること、マイナンバーの通知書類を間違えて捨てないことは伝えておく必要があります。

また、マイナンバー通知書類には個人番号カードの申請書も同封されております。個人番号カードとは、マイナンバーに加えて氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が記載された身分証明書にもなるカードです。申請書に顔写真を添付して返送すれば無料で発行されますので、社員に対して申請を推奨していきましょう。

## [法 務]

### ■ 民法（債権関係）の改正に関する要綱案

平成27年2月10日に改正要綱案ができましたが、そのなかで債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点が改正になります。

これまで「民事債権10年、商事債権5年」という規定が長らく日本社会に浸透してきましたが、これらの改正により、多くの債権が5年の消滅時効になるものと思われます。

- ①債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき
- ②権利を行使することができる時から10年間行使しないとき

これにともなって、現行民法の1年の短期消滅時効や3年の短期消滅時効のような職業別の短期消滅時効が廃止になります。

ただし、不法行為による損害賠償の請求権の消滅時効も以下のとおり改正されます。

- ①被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき
- ②不法行為の時から20年間行使しないとき

## +1 プラスワン解説【労務】

マイナンバー制度開始にあたって、会社が社会保障分野で関わってくることは社会保障関係の書類へのマイナンバーの記載です。雇用保険は平成28年1月1日提出分書類から、健康保険・厚生年金保険は平成29年1月1日提出分書類からの記載が必要になります。マイナンバーの取得や管理、破棄など、会社にとっては負担の増える

制度ではありますが、将来的には年金手帳や健康保険証もマイナンバーにより一元管理出来るようになり、年金加入期間の漏れや、不正受給が防止されることで正しい社会保障が受けられるというメリットがあります。マイナンバー制度を通じて、必要な人に必要な保障が受けられる社会に少しでも近づいていくことを願っています。

## 8月3日ムック本発売

税理士法人が総監修をしました日経ビジネス×日経マネーのムック本（日経BP社）が8月3日に発売予定です。「間違えだらけの相続&贈与」と題し、巻頭インタビューでは日経ビジネスオンラインでおなじみの「腕利き税理士&弁護士」コンビが登場します。ぜひご覧ください!!



## フジテレビオンデマンドに出演

税理士法人代表の内藤克がフジテレビオンデマンド「ホウドウキョク24ニュースのキモAfternoon」に3週にわたり出演しました。

遺言、生命保険などをテーマにキャスターとの軽快なやりとりを楽しみながら熱く語ってきました。今後もメディアには積極的に登場していく予定です。



右から2番目が内藤

社労士法人のホームページがリニューアルしました!

ブログと連動して、最新の法改正やセミナー情報、社員コラム等を発信致します。

<http://www.arcandpartners.com/>

<編集発行>



〒104-0061 東京都中央区銀座5-11-14 POSCO東京ビル4階  
 (代表)TEL.03-3545-2415 FAX.03-3545-2408  
<http://www.s-arc.com>